

① 空き家の所有者、管理者&予備軍の方必見

空き家を所有、管理されている方や高齢世帯で持ち家にお住まいの方によくある思い込み。あなたは思い込んでいませんか。次の表の「よくある思い込み」に一つでも該当する場合、空き家の行く末で困る可能性があります。

	よくある思い込み	現実
①	国や役場が引き取ってくれる	町では土地・建物の寄付は基本受け付けていません。国に寄付が可能な制度(国庫帰属制度)がありますが、更地にする必要があるほか、国に費用を支払わなくてはならない制度です。
②	名義変更しなくても売れる	家屋を売買する場合は登記が必要です。令和6年から法律が変わり、相続登記が義務化されました。この改正により、3年以内に名義を変更しないと金銭的な罰則を受ける可能性があります。

◆空き家の行く末は

売る、貸す、譲る、家族(身内)で使う、解体する、の5つしかありません。

※「放置する」は行く末に含まれません。建物も人間と同じく年をとり、家屋の状態は日に日に劣化していきます。「解体する」以外での活用を検討される場合は、「早期の決断」が重要となります。

空き家の行く末に関する冊子が高知県から発行されています。冊子は本庁企画調整室に置いていますので、ご興味のある方はお持ち帰りください。ご家族で空き家の未来について話し合いましょう。

空き家に関するご相談ください。

○お問い合わせ 本庁 企画調整室 地域振興係 ☎43-2177



黒潮町空き家バンク



● 水道給水工事指定店一覧表

店名	住所	電話番号		店名	住所	電話番号	
		店舗	携帯			店舗	携帯
クロシオライフラインサービス	入野1769	43-3075	090-1006-3985	平野住設	伊田2100	44-1513	090-3183-1279
村越設備	入野2117	43-3033	080-3160-0276	大西設備	浮鞭2083-2	31-3277	090-1004-2499
(株)中村住設	四万十市古津賀3443-1	34-3621	090-3184-1731	吉本水道工務店	下田の口822-174	43-2024	090-3183-8535
野村企画設備	田野浦1593	43-4665	090-8970-5021	拳ノ川住設	拳ノ川1224	55-7371	090-3783-7011

